

長泉町会計年度任用職員【特別支援教育補助員（小学校）】募集案内

1 募集職種・人員・職務内容・資格要件等

募集職種	人員	職務内容	資格要件等 ^(注1)
特別支援教育補助員 (小学校)	1名	配置された学校長の監督指示の下、概ね次の職務を行う。 ・T・T方式による生活支援に関すること。 ・その他校長から指示された教育に関すること	・心身ともに健康であること ・高等学校以上を卒業していること

(注1) 応募資格は、上記の「資格要件等」を満たす人で、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人となります。

2 勤務条件

任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※原則として任用の日から1月の間は条件付採用期間となります。 ※勤務実績が良好な場合、再度任用することがあります。		
勤務日・勤務時間・休日	勤務日	週5日（原則として月曜日から金曜日まで） ※長期休業期間中（夏休み等）など勤務を要しない日があります。 ※任用期間は4月1日からですが、勤務の初日は令和8年4月6日（月）となります。	
	勤務時間 (休憩時間)	8:00～15:45の1日7時間勤務（休憩45分） ※学校行事等により勤務時間を変更する場合があります。	
	休日	土曜日・日曜日・祝日 年末年始（12月29日～1月3日）	
	備考	※業務の必要から、時間外（休日）勤務が発生する場合があります。 ※警報等により児童が登校しない日及び時間帯は、勤務を要しないものとします（ただし、校長が特に必要と認めるときは、この限りではありません）。	
給与（基本給）	日額 8,861円（地域手当を含む） ※職員の給与改定（実施について令和8年長泉町議会第1回定例会で審議予定）が実施された場合の金額です。		
諸手当 (相当報酬等)	期末手当・勤勉手当（注2）、時間外勤務手当、通勤手当等 （注2）期末手当の支給率：年間2.525月分（最大） 勤勉手当の支給率：年間2.125月分（最大） ・計算方法：給与の平均額に期別支給割合、在職期間割合等に乗じた額 *任期が6月以上かつ週の勤務時間が15時間30分以上の者にのみ支給されます。		
休暇	・年次有給休暇 ※任用期間等に応じて付与 ・特別休暇（有給又は無給） ※勤務時間等により取得条件や日数が異なります。		

勤務場所	長泉町立小学校のいずれか ※再度任用される場合は、勤務場所（学校）が変更となる場合があります。
社会保険	社会保険（健康保険・厚生年金保険）：適用 雇用保険：適用
公務災害	労働者災害補償保険が適用されます。
服務	地方公務員法に規定する服務に関する規定（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、 <u>営利企業等への従事等の制限</u> ^(注3) ）及び懲戒に関する各規定が適用されます。 （注3）パートタイム勤務は、「営利企業等への従事等の制限」が適用されませんので、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合、町の信用を損なうおそれがある場合等を除き、営利企業等への従事等（兼業）を行うことができます。 <u>ただし、兼業を行う場合は、届け出ていただきます。</u>

3 応募方法・応募期限

(1) 提出書類

① 申込書	長泉町会計年度任用職員任用申込書（様式あり） ※申込書は、町ホームページからダウンロードしてください。
-------	--

※提出書類は、返却いたしませんので、予めご了承ください。

(2) 応募期限・提出方法

令和8年3月5日（木）まで（必着）に教育推進課に持参又は下記宛先に郵送にてお申込みください。

※持参の場合の受付は、午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）

(3) 宛先（持参先）

〒411-8668 駿東郡長泉町中土狩 828 番地
長泉町教育委員会教育推進課（役場庁舎 1 階）
電話番号：055-989-5529

4 選考方法・実施時期

選考方法	申込書による書類審査及び面接
実施時期	※書類審査後、応募者全員に面接の詳細な日時及び場所を通知します。

5 その他

- 「会計年度任用職員」とは、地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づき任用される非常勤職員（一般職の地方公務員）です。
- その他不明な点については、上記3(3)の宛先（持参先）にお問い合わせください。